

計 画 年 度
令和12年度目標

沖縄県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和3年10月
沖縄県

目 次

頁

沖縄県における獣医療の現状と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針	1
1 食料の安定供給に対する獣医師の役割	1
2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり	2
3 喫緊の課題としての産業動物獣医師や公務員獣医師の養成・確保	2
4 質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備	3
第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	5
第2 整備を行う診療施設および機器の整備に関する目標	6
1 診療施設	6
2 主要な施設機器等	7
3 診療施設の整備に関する目標	8
第3 獣医師確保に関する目標	10
1 産業動物診療分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標	11
2 獣医師の確保対策	12
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	12
1 組織的な家畜防疫体制の確立	12
2 病性鑑定と診療の効率的な連携	13
3 獣医療情報の提供システムの整備	13
4 家畜衛生試験場との業務の連携	13
5 診療効率の低い地域に対する診療の提供	13
第5 診療上必要な技術研修の実施、その他の獣医療に関する技術向上に関する事項	13
1 臨床研修	13
2 高度研修	14
3 生涯研修等	14
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項	14
1 飼育者の衛生知識の普及・啓発	14
2 広報活動の充実	15
3 診療施設の整備	15

沖縄県における獣医療の現状と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針

令和 2 年 5 月、国は獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に基づき、令和 12 年度を目標とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表した。これを受け、県は、国の基本方針に則し、以下に掲げた本県における獣医療の現状や課題対応への考え方等を踏まえ、「沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」（令和 12 年度目標）を策定することとした。

1 食料の安定供給に対する獣医師の役割

本県の獣医療は、産業動物の診療・保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生や公衆衛生の向上を図ることで、畜産物の安全と安定供給に大きく寄与し、成果を上げてきた。

一方、消費者や飼育者から期待される獣医療は、より安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物愛護や適正な飼養管理に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識の広まり等から、その水準はますます高まっている。

令和元年 9 月岐阜県で豚熱が発生し、その後令和 2 年 1 月には本県においても 33 年ぶりに発生した。またアジア地域においてはアフリカ豚熱が、国内では高病原性鳥インフルエンザが多発する等、地域経済に重大な影響を及ぼす家畜伝染病が国内外で発生し、県内への侵入リスクが高まっている。そのため家畜伝染病に対する危機管理体制の再整備・強化が求められている。

また、食品の安全性については、国際化に伴い国際基準に対応できる衛生管理が求められる等、国内外の食品の安全性を確保するため、令和 3 年 6 月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行され、すべての食品事業者及びと畜業者等に HACCP に沿った飼養管理が義務化されたことや、薬剤耐性菌対策や消費者の健康志向の高まりとともに安全で良質な畜産物の安定供給に関して、県民から大きな期待が寄せられている。

このように、獣医療を取り巻く状況は、著しい変化が見られ、獣医師の持つ幅広い知識や技術への期待、社会的ニーズと果たすべき責任が急速に高まっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」や酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）に基づき策定された「沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画」、改正沖縄振興特別措置法（平成 14 年第 14 号）に基づき策定された「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」及び同計画に基づいた「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」等を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じ、家畜伝染病に対する的確な防疫措置や飼養管理技術の高度化等に

よる生産コストの低減や省力化により、畜産経営を育成・確保につなげ、さらに産業動物獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物を安定的に供給していくことが求められている。

そのため畜産業の振興や食の安全性の確保等を担う産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保が喫緊の課題となっている。

また、飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養鶏や養豚に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及しつつあり、獣医師に対しては、従来行ってきた個体診療だけでなく、農場集団管理衛生技術等の提供、さらに農場 HACCP、畜産 GAP 等の導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

さらに、食を巡る社会情勢や県民の意識の高まりを踏まえて、食の安全と消費者の信頼確保に向けたより一層の取り組みを推進するため、獣医療の提供は不可欠なものとなっている。

2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫や小鳥等の一般家庭で飼育されている動物は、今では、「家族の一員」となるなど、県民生活における位置づけが高まっている。それに伴い、飼育者から求められる獣医療については、高度の医療技術や緊急時の診療対応など、複雑・多様化している。

一方、飼育者に対しては、人獣共通感染症対策の観点から、自らの飼養責任についても強化する必要性が高まっている。

このため、飼育者ニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導や適切な飼育の推進に関する普及・啓発や高度な医療機器等を使用した最新の診断・治療・予防技術などの獣医療現場への導入が求められている。

また、畜産業における獣医療現場においても、家畜伝染病の発生予防・まん延防止・生産性向上の観点から最新の早期診断や治療技術の積極的な導入が求められている。

さらに、人や動物の移動の拡大などグローバル化の進展に伴うアフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症の侵入に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを取り巻く生態系の健康を一体的に維持する「One Health」という考え方が広がり、獣医師に対する社会的ニーズの高まりを踏まえた獣医師の養成を進める必要がある。

3 喫緊の課題としての産業動物獣医師や公務員獣医師の養成・確保

本県の畜産業が農業の基幹部門へ成長を遂げている一方で、産業動物の診療業務につい

ては、専ら肉用牛や乳用牛を対象に、沖縄県農業共済組合の家畜診療所（以下、「家畜診療所」）を中心として行ってきたところである。しかし、畜産農家の経営形態の多様化や大規模農場等のコスト意識に伴う経営上の理由から、家畜共済の加入頭数が減少していることに加え、診療費の遅延、家畜診療所獣医師の民間開業への流出、離島・僻地地域における家畜診療所の診療効率の悪化などにより、家畜診療所の運営は厳しく、獣医療サービスの不足が生じ、十分な獣医療の提供が困難な状況になりつつある。

このため、家畜診療所の運営の健全化を図るとともに、畜産農家の不安や生産・増頭意欲の減退など、畜産振興に影響を及ぼす事態が生じないよう、家畜診療所、民間開業獣医師、県が連携して獣医療体制のサービスの提供体制を整備していく必要がある。

また、近年、獣医学生の小動物診療への志向の高まりにより、産業動物分野及び公務員分野の獣医師をめざす獣医学生が減少していることに加え、産業動物分野及び公務員分野に就職しても早期離職も多く、定着しない傾向にあり、中心的役割を担う中堅獣医師の空洞化により効率的な産業獣医療サービスの技術的低下や体勢の弱体化が懸念されている。

特に、本県は観光業の発展と物流拠点の実現を強力に推進しながら、畜産業の振興を図っているなか、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入するリスクが高まっており、家畜防疫など重要な役割を担う家畜保健衛生所の家畜防疫員は慢性的に不足している状況にあり、人員及び人材の確保・強化が必要となっている。

このため、産業動物獣医師、公務員獣医師の確保は喫緊の課題とし、両分野における獣医療提供体制の充実・強化を図ることとする。

4 質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備

社会的・経済的影響の大きい、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防・まん延防止のための新しい診断技術等の習得に努め、診断・予防やまん延防止対策の強化を図るものとする。

本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上、食品の安全確保等、多様な社会的ニーズに対応するため、関係機関の業務や機能の分担、連携を図るとともに、技術の研鑽並びに習得に努め、より質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図ることとする。

また、小動物分野においては、飼育者に適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の習得体制及び保健衛生指導の充実を図るとともに、県獣医師会等が中心となって小動物診療における連携や機能分担、さらには診療施設の専門化に関する合意形成を促進していく必要がある。そのような背景も踏まえ、令和元年6月に動物看護職の技能・知識を

高位平準化するため、「愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）」が制定され、愛玩動物看護師が国家資格となったところである。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新技術や治療方法の積極的な導入について要望が高まっている。

第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

接種区域		市町村					
家畜保健衛生所	地域（市町村数）						
北部	北部地域 (12)	国頭村	大宜味村	東村	名護市	今帰仁村	本部町
	うち離島地域	恩納村	宜野座村	金武町			
中央	うち離島地域	伊江村	伊平屋村	伊是名村			
	中部地域 (10)	うるま市	沖繩市	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村
	南部地域 (14)	中城村	宜野座村	西原町	浦添市		
宮古	うち離島地域	那覇市	豊見城市	糸満市	八重瀬町	南城市	与那原町
	宮古地域（2）	南風原町					
	うち離島地域	久米島町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村
八重山	宮古地域（2）	宮古島市					
	うち離島地域	多良間村					
八重山	八重山地域（3）	石垣市					
	うち離島地域	竹富町	与那国町				

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要な地域として、各家畜保健衛生所の所管区域（北部、中央、宮古、八重山）として指定する。

（参考）

本県における家畜の飼養頭羽数

（単位：頭、千羽）

畜種	乳牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
全県	4,231	74,257	212,359	1,375	459
北部地域	536	14,152	103,885	522	455
中南部地域	3,494	16,578	106,632	784	3
宮古地域	0	13,416	649	33	0
八重山地域	201	30,111	1,193	36	1

注）令和2年12月末家畜・家きん等の飼養状況調査結果（沖縄県調べ）

第2 整備を行う診療施設及び機器の整備に関する目標

1 診療施設

各地域における診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：カ所)

地域	診療施設数	開設主体別内訳					
		国	県	市町村	農業共済組合	法人等団体	個人開設
北部	28	1	4		2	7	14
中南部	117		2	1	3	27	84
宮古	12		2		2	1	7
八重山	24	1	2		2	5	14
合計	181	2	10	1	9	40	119

注) 獣医療法第3条の届出(令和2年12月31日現在)による。

注) 診療施設には、獣医療法第7条に規定される「往診者等」を含む。

2 主要な施設機器等

診療施設における施設機器の現状は、次のとおりである。

地域	開設主体の種類	施設数	主要な診療機器の整備状況					
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波装置	エックス線装置
北部地域	国	1	1	1		1		1
	県	4	2	1	1	2	1	
	市町村							
	農業共済	2	1			2	2	
	法人	4	4	2	1	3	4	3
	個人	10	6	5	1	5	8	5
中南部地域	国							
	県	3	3	1	3	3		1
	市町村	1	1	1				
	農業共済	3	1			3	3	1
	法人	18	10	12	1	12	13	11
	個人	60	36	41	5	43	41	38
宮古地域	国							
	県	2	1		1	1		
	市町村							
	農業共済	2	1			2	2	
	法人	1	1	1		1	1	1
	個人	2	1	2		1		1
八重山地域	国	1	1			1		1
	県	2	1		1	1		
	市町村							
	農業共済	2	1			2	2	
	法人	3	1	1		2	2	1
	個人	7	3	3		3	3	3
計	国	2	2	1	0	2	0	2
	県	11	7	2	6	7	1	1
	市町村	1	1	1				
	農業共済	9	4			9	9	1
	法人	26	16	16	2	18	20	16
	個人	80	46	51	6	52	52	47

注) 診療施設開設届があった全 181 施設にアンケートを実施し、129 施設からの回答を集計

3 診療施設の整備に関する目標

本県の肉用牛及び乳用牛については、農業共済組合家畜診療所が主体となり、開業獣医師の中から指定した獣医師と連携する形で獣医療が提供されている。

一方、豚、採卵鶏、ブロイラーは、家畜保健衛生所の指導を中心に、民間会社または開業獣医師より獣医療の提供がなされているが、十分とは言えず、長期的な観点に立って獣医療体制の整備に努めていく必要がある。

こうした状況を踏まえつつ、本県においては、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病など畜産を振興するに当たって重要な課題となっている家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、疾病の監視体制や事前対応型の防疫体制、危機管理体制を構築するために必要な施設・機器の整備を推進する。

また、診療は往診が主体であるため、診療機器等の整備にあたっては、開業獣医師の経済的負担とならないよう配慮し、県と農業共済組合等で協議会等を設置し、獣医療関連施設及びその他の診療施設の機能及び連携体制の強化を図り、各施設の計画的整備に努め、診療の効率化、迅速化及び診療内容の高度化を促進する。

一方、小動物診療施設については専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、他の民間検査施設の利用等により、過剰な設備投資とならないように配慮しながら、必要な施設及び検査機器等について整備する。

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、また家畜飼養者に対する総合的技術支援、家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点としての役割を担うことから、初期検査機能の効率化を目指す機器を主体とした整備を促進する。

また、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生に伴う防疫措置においては、迅速な初動防疫が特に重要であることから、平時より危機管理・リスク管理体制の確立を図るとともに、初動防疫に必要な緊急防疫資材の整備を行う。

イ 家畜衛生試験場

家畜衛生試験場は、本県の病性鑑定及び予防技術の開発・研究の中枢機関として、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断・研究と畜産物の安全を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化や、より高度で先進的な診断機能の向上を目指した機器整備と、それに伴うバイオハザードに考慮した施設整備を図る。

ウ 農業共済組合

農業共済組合については、本県の産業動物診療の中核機関としての機能を発揮するため、診療施設間の機能分担・開業獣医師との業務連携の強化を推進するとともに、診療における迅速かつ機能向上を目指した機器を主体に整備を促進し、高度な機器を必要とする検査等については家畜保健衛生所等と連携し、その施設の有効利用を促進する。

また、機器の整備にあたっては、計画的な診療施設の整備を行うものとし、融資制度の積極的活用等により整備の推進を図るよう努める。

エ 個人開業施設

産業動物に係る個人開業診療施設については、小動物の診療を兼ねている施設もあり、特に大動物用に整備された機器は少ない。また、産業動物診療は往診診療が主となることから、過剰投資にならないよう配慮し、融資制度の積極的な活用により、真に必要な施設・機器等について計画的な整備を促進する。個々の診療施設で整備することが困難な高度検査機器については、家畜保健衛生所及び農業共済組合を活用し、連携に努める。

(2) 地域ごとの診療施設整備目標

ア 北部地域

北部地域は、各家畜とも県内の飼養頭羽数の多くを占めており、特にブロイラーは県全体の99%が飼養されている。今後、各家畜とも飼養頭羽数の増加に伴う飼養形態の集約化が一層進むと思われるので、これに対応した診療の高度化及び効率化が要求される。

北部地域の獣医療の提供は、農業共済組合家畜診療所、管理獣医師及び開業獣医師によって提供されており、これらの診療施設を中心に整備を推進していく。

診療施設の整備にあたっては、地域の整備状況を踏まえて必要な施設、機器等の整備を推進する。

イ 中南部地域

中南部地域の飼養家畜は、乳用牛、豚及び採卵鶏が中心で、乳用牛については県内の約83%が飼養されており、飼養形態の集約化に対応した診療の高度化及び効率化

が要求されるとともに集団管理衛生技術等に対する需要も増加すると考えられる。

中南部地域の獣医療の提供は、農業共済組合家畜診療所、管理獣医師及び開業獣医師によって提供されており、獣医療関係施設の業務の連携を推進していく必要がある。診療施設の整備にあたっては、地域の整備状況を踏まえて必要となる地域、機器等の整備を推進していく。

ウ 宮古地域

宮古地域の飼養家畜は、肉用牛が中心で、その飼養戸数も県全体の約 30%を占めている。

宮古地域の獣医療は、農業共済組合家畜診療所が主体となって提供されており、当該家畜診療所を中心に開業獣医師と業務の連携を図れるよう診療施設の整備を推進していく。

エ 八重山地域

八重山地域の飼養家畜は肉用牛が中心で、飼養頭数は県全体の約 40%を占め飼養形態の集約化が今後も進展し、診療の効率化及び集団管理衛生に対する需要も増加していくと思われる。

八重山地域の獣医療は、農業共済組合家畜診療所と開業獣医師によって提供されているが、八重山地域は、獣医療の提供が必要な離島が多数存在するため、当該家畜診療所を中心に獣医療関係施設の機能及び業務の連携を図れるよう整備を推進していく。

第3 獣医師確保に関する目標

産業動物診療分野に携わる獣医師は 73 名（農業共済組合の獣医師 29 名、民間の獣医師等 44 名）である。

公務員分野の獣医師は、66 名（農林分野）で、令和 12 年度までに 19 名の定年退職者が見込まれている。

しかしながら、本県の場合、公務員分野の早期退職者が多く、産業動物分野の新規参入も減少する中で、将来的ともに獣医師が十分確保されるか不安な状況にある。

こうしたことから、産業動物診療分野及び公務員分野は、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入に対する危機管理体制の充実強化、安全で良質な畜産物の安定供給等に的確に対応するため、家畜の飼養頭数や戸数、退職者数等を考

慮し、計画的な確保及び配置に努める。

1 産業動物診療分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標

令和12年度を目標とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

地域		令和2年12月現在の獣医師数	目標年度における獣医師の確保目標	新たに確保すべき獣医師数
産業動物診療	北部地域（伊江村を除く）	11	10	2
	伊江島	4	4	0
	中南部地域（久米島町を除く）	29	18	0
	久米島	2	3	1
	宮古地域（多良間村を除く）	9	9	1
	多良間村	1	3	2
	八重山地域（与那国町を除く）	16	24	11
	与那国町	1	1	0
	計	73	72	17
公務員	県農林水産部	66	71	24
	（うち家畜保健衛生所）	（42）	（46）	－
	県保健医療部	64	66	6
	（うち食肉衛生検査所）	（41）	（43）	－
	県環境部	9	10	1
	（うち動物愛護センター）	（7）	（8）	－
	小計	139	147	31
合計		212	219	48

（注）令和12年度における確保目標は、地域における飼養頭数（増頭目標）を勘案し設定

（注）新たに確保すべき獣医師数は定年退職等を勘案し設定

(注) 産業動物獣医師の定年は70歳で設定

2 獣医師の確保対策

(1) 獣医師確保・学生の勧誘の推進

将来に向けた、産業動物獣医師の計画的な養成と安定的確保を図るためには、産業動物分野及び公務員分野が獣医師の活躍の場として社会的に期待されていることや、これらの分野への就業が魅力的なものであることを認識してもらう必要がある。農業共済組合や県機関（家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等）において、積極的なインターンシップによる学生の受入や獣医関係大学訪問等を定期的の実施し、本県の畜産概況、業務内容の説明、修学資金制度の紹介等を実施する。

(2) 労働環境の整備

本県での獣医師定着のためには、育児や介護との両立など、多様化する働く手のニーズに対応した働き方改革を進める必要がある。そのため、男女とも育児・介護休暇の取得が容易で、また復職しやすい環境作りや定年退職後の獣医師の雇用など、ライフステージに合わせて活躍できる労働環境の整備を推進する。

(3) 職場環境の整備

産業動物獣医療に対する意欲の向上を図るため、技術研修や学会等の参加機会を多くするとともに、施設や機器の整備による診断の効率化等職場環境の改善に努める。また、勤務獣医師の報酬面や待遇面の改善も推進する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療提供体制の整備に伴う診療の高度化及び効率化を推進するために、獣医療関係機関の機能及び業務の連携を推進する。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は地域防疫の拠点として位置付けられており、家畜保健衛生所を含めた県組織と市町村、団体、開業獣医師及び家畜飼養者等の連携の下で、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化及び家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化を図る。

口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化のため、家畜防疫活動への支援体制について、関係機関及び

民間の獣医師等の連携のもとで整備を図る。

また、県内の家畜防疫体制を再点検するため、定期的に家畜防疫に関する会議や防疫演習を実施し、随時、体制の見直しを行うとともに、関係機関の連携強化を図る。

2 病性鑑定と診療の効率的な連携

獣医療診断の的確化、迅速化を図るために、家畜保健衛生所、家畜診療所、相互が持つ機能や検査、診療機器等を有効に活用しながら、効率的かつ正確な診断や予防衛生指導に結びつけ、家畜飼養者のニーズに沿った獣医療の提供を推進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

家畜保健衛生所と家畜診療所の相互の機能が円滑に発揮されるよう情報交換を密にし、連携強化を図る。

また、家畜衛生試験場の研究成果・知見、家畜保健衛生所の検査成績、食肉衛生検査所のと畜検査成績や薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果等の情報を相互にフィードバックするとともに、その中から得られた情報を家畜診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 家畜衛生試験場との業務の連携

国内唯一の亜熱帯地域に属する本県では、他府県とは伝染病を含めた家畜疾病の様相が異なっており、各種疾病の研究・診断や防疫衛生対策の指導・助言においては、細菌及びウイルス学的診断等総合的かつ高度な専門的技術を必要とすることから、独立した専門機関として、家畜衛生試験場の機能を高め、関係機関との連携強化を図る。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

獣医療の提供が必要な地域であるものの、診療施設の設置が無い離島や無獣医地域等においては、情報通信技術を活用した効率的な診療体制の構築に向け関係機関が連携して獣医療提供体制の整備を推進する。

第5 診療上必要な技術研修の実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

卒後研修等については、獣医師法に基づく臨床研修施設として指定を受けている診療施設及び獣医系大学の診療施設において積極的に推進する。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 家畜保健衛生所の獣医師を中心に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される家畜衛生講習会、技術研修会等の受講を推進し、伝達講習会等による技術の普及に努める。

イ 農業関係団体等の獣医師及び個人開業獣医師の臨床現場における技術の研修については、全国農業共済協会等が開催する研修会等への参加を促進し、伝達講習会等による技術の普及に努める。

ウ 県及び獣医師会等は、技術研修会及び講習会等の開催に努めるとともに、これらへの参加の促進を図る。

(2) 小動物分野

動物愛護思想の普及等による高度な診療技術の提供、保健衛生指導の要請等に対応するため、県獣医師会等による研修会、講習会等の開催とこれらへの参加を促進する。

3 生涯研修等

獣医師が社会的ニーズに対応した獣医療を提供するため、県獣医師会等が開催する研修会・講習会・学会等への参加を促進する。また、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加を促進する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

1 飼育者の衛生知識の普及・啓発

(1) 産業動物分野

県や農業関係団体等は相互に連携しながら家畜伝染病予防法に基づいた飼養衛生管理基準の遵守指導はもとより、衛生管理の充実、動物用医薬品の適正使用等の食品の安全性の向上に関する知識・技術の啓発・普及を図り、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理対策導入の促進を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会及び県環境部（動物愛護管理センター）等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るとともに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物の保護・救済等により社会貢献を促進する。

2 広報活動の充実

(1) 飼養動物に対する緊急疾病への適切な対応が要請されることから、夜間、休日における診療体制の整備について関係機関で検討を進め、合意形成を促進し、夜間、休日に診療を提供する診療施設に関する広報活動を推進する。

(2) 産業動物分野では、家畜保健衛生所、農業団体等、小動物分野では、県獣医師会、県自然保護課、動物愛護管理センター等のホームページ等を活用して飼養者に対する衛生知識の啓発、普及に努める。

3 診療施設の整備

本計画に基づき診療施設及び機器の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。